



その 太陽光発電工事 墜転落防止対策 されていますか？

— 墜転落防止対策とは 工事管理者が屋根上で作業する人々の安全を確保し 安心して作業が行なえる環境を整え 作業品質を向上させる対策のことです —

- ◆木造建築工事における死亡災害の70%が墜転落事故によるものです
- ◆2m以上の高所作業における墜転落防止対策は法令〈労働安全衛生法・衛生規則〉で定められた事業者の義務です

墜転落防止対策の方法

施工時の服装と必要な装備



作業者 服装例1



作業者 服装例2



墜転落防止 対策例



足場設置による対策
(6寸以上は屋根足場設置も必要)



親綱と安全帯による対策
(親綱支柱の設置場所の確保必要)



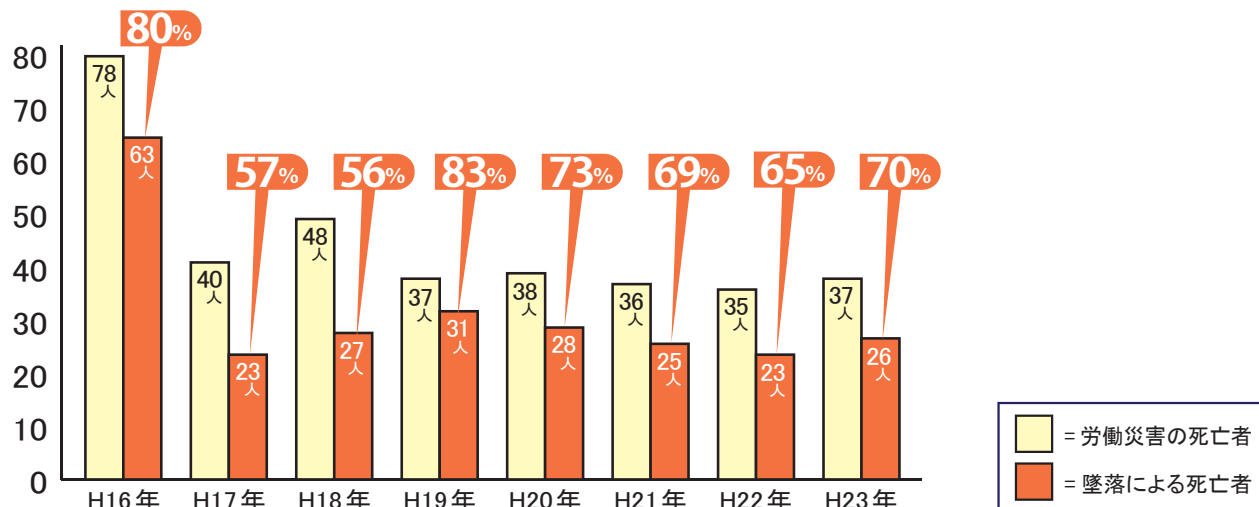
高所作業車による対策
(作業車駐車スペースの確保が必要)

太陽光発電工事における墜転落防止対策へのご理解をお願いいたします。

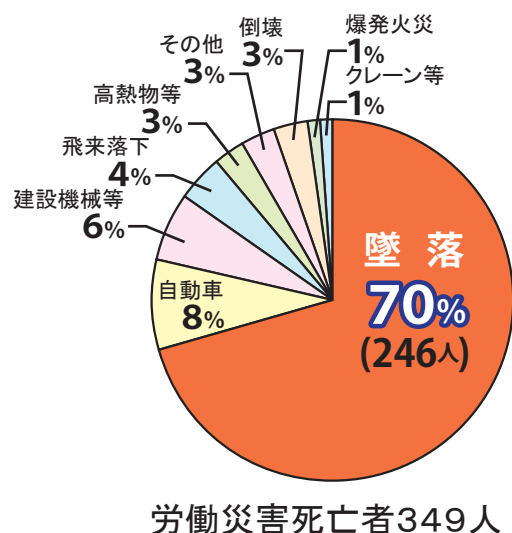
低層住宅工事における墜転落災害の現状

【1】木造建築工事の死亡災害発生の推移 ～ 死亡災害も墜転落災害も減少していない～

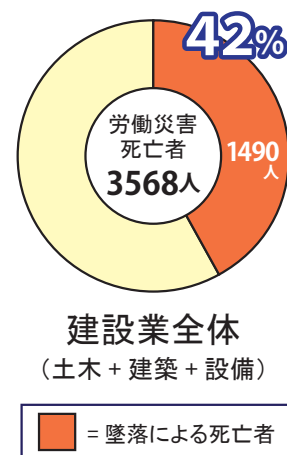
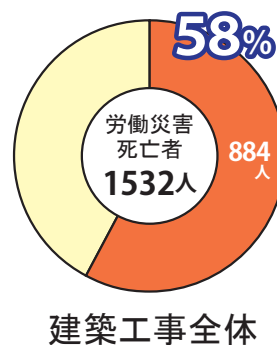
出典：社団法人日本木造住宅産業協会
「ヒューマンエラーから考察する墜転落災害の防止策」



【2】木造建築工事死亡災害の災害種類別発生状況 ～ 平成16年から平成23年の累計で70%が「墜落」～



	(人)
1 墜落	246
2 自動車	28
3 建設機械等	20
4 飛来落下	14
5 高熱物等	12
6 その他	11
7 倒壊	9
8 爆発火災	5
9 クレーン等	4
計	349



関連法令 ～ 労働安全衛生法及び同規則～

労働安全衛生法

第21条2項：事業者の危険防止処置義務
第24条：事業者の労働災害防止義務

※罰則規定あり（現場代理人等+会社）
6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金

労働安全衛生法規則

第517条：労働者の保護帽の着用義務
第518条：①事業者の作業床設置義務（高さ2m以上での作業）
②事業者の墜転落防止処置義務（作業床の設置が困難な場合）
第520条：労働者の安全帯使用義務
第521条：事業者の安全帯取付設備設置義務

平成25年度住宅用太陽光発電導入支援補助金における安全対策費の扱い

墜転落防止等のための安全対策費については、補助金対象可否判断を行う上での補助対象経費算出において、5万円/kWを上限として控除できる場合があります。

- ※1 高所作業に伴う人や物の落下防止のため、設置場所に適合した安全対策であれば控除の対象となります。
- ※2 安全対策用の機材をその都度レンタルする場合は、その経費は控除対象となりますが、複数の現場で再利用する備品として購入し、該当工事の経費に含まれない場合は、控除の対象とはなりません。